一　北桧木内川
次に掲げる土地に存する標柱一号から九十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県仙北市田沢湖生保内字黒沢野
七番一一二　一号及び二号
七番九二　三号から九号まで
七番九三　十号
七番九四　十一号から十三号まで
七番九五　十四号及び十五号、七十四号から七十六号まで
七番八〇　十六号から十八号まで、七十一号から七十三号まで
七番九七　十九号、二十号、六十九号及び七十号
七番九九　二十一号、六十七号及び六十八号
七番一〇二　二十二号から二十五号まで、六十三号から六十六号まで
七番一〇八　二十六号から二十九号まで、五十五号から五十九号まで
七番一一一　三十号から四十号まで、五十二号及び五十三号
五番二八　四十一号から四十八号まで
五番二七　四十九号
五番二七地先河川敷　五十号
七番一〇九　五十一号
七番一一〇　五十四号
七番一〇八地先道路敷　六十号から六十二号まで
七番九五地先道路敷　七十七号
七番一〇三　七十八号及び七十九号
七番九四地先道路敷　八十号及び八十一号
七番九三地先道路敷　八十二号
七番一〇五　八十三号
七番一〇六　八十四号
七番九二地先道路敷　八十五号から九十三号まで
七番一一二地先道路敷　九十四号から九十八号まで

○国土交通省告示第九百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　千束川
イ　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一七度〇六分〇一秒
四六二三・五〇七メートルの地点　一号
標柱一号から三度一四分一八秒
一五九・九七七メートルの地点　二号
標柱二号から四五度一六分〇四秒
一五・〇七三メートルの地点　三号
標柱三号から九三度四六分五三秒
一〇七・一三四メートルの地点　四号
標柱四号から二三度二二分〇四秒
一三一・八九八メートルの地点　五号
標柱五号から四七度一七分一一秒
一〇六・四二三メートルの地点　六号
標柱六号から一四〇度〇三分一九秒
一二九・〇五八メートルの地点　七号
標柱七号から一二〇度一七分四九秒
七六・六四五メートルの地点　八号
標柱八号から二〇八度〇〇分五一秒
六二・九九〇メートルの地点　九号
標柱九号から二三九度五六分〇三秒
二一二・二二六メートルの地点　十号
標柱十号から二一九度五八分〇三秒
六三・九九九メートルの地点　十一号
標柱十一号から二六一度〇一分三九秒
一二九・六六八メートルの地点　十二号
ロ　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十三号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一七度二四分五四秒
五二六三・〇二八メートルの地点　十三号
標柱十三号から二一〇度五五分三〇秒
六三・〇八四メートルの地点　十四号
標柱十四号から二三〇度三九分五五秒
四六・〇三八メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七七度一五分〇二秒
一二・七二二メートルの地点　十六号
標柱十六号から二八四度三四分一五秒
六・八四九メートルの地点　十七号
標柱十七号から二五度一二分一八秒
九九・二三七メートルの地点　十八号
標柱十八号から三三度二七分二七秒
一一一・三三七メートルの地点　十九号
標柱十九号から二二度四九分三八秒
一〇四・七〇九メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇三度五七分五三秒
三九・四一三メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一五五度二六分〇二秒
六八・九五九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一九一度四三分五五秒
九六・〇〇〇メートルの地点　二十三号
ハ　静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱二十四号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一度一五分四五秒
五三三五・七六五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から三〇度二四分五〇秒
四四・九八五メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一一六度三三分三二秒
四二・七六八メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から七九度五五分〇二秒
一二七・〇七八メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から四三度四七分三六秒
七九・三四六メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一二一度〇〇分二〇秒
三〇・九一一メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二〇四度五一分三三秒
九三・八四二メートルの地点　三十号
標柱三十号から二五一度一四分一四秒
一一二・七九八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二二六度三〇分五五秒
二三・三八二メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二三五度二三分二四秒
五九・五七五メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四二度三五分二〇秒
一二・七三一メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二三三度〇七分四六秒
二〇・〇三九メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二八四度一六分二三秒
三三・三九四メートルの地点　三十六号

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年八月三十日、同月三十一日及び九月二日（予備、九月一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機三機

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年八月三十日及び同月三十一日（予備、九月一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで